

## 6-2 設置の考え方

### 6-2-1 横断歩道接続部及び出入口等の注意喚起・方向指示のために部分的に設置する箇所

1. 歩道等の横断歩道接続部等に、点状ブロックによる歩車道境界の注意喚起を行うとともに、線状ブロックによりその通行方向を示す視覚障がい者誘導用ブロックを部分的に設置するものとする。【解説1】
2. また、特定道路等における中央分離帯上の滞留スペース、立体横断施設の昇降口、バス停留所及び公共施設の出入口付近には、上記同様、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するものとする。【解説2】

#### 【解説1】

部分的に設置するパターンは、注意喚起を行う点状ブロックとともに、通行方向を示す線状ブロックを組み合わせで設置する。（「6-3 設置方法」参照）

#### 【解説2】

中央分離帯上の滞留スペースについては、横断歩道の途中に交通島があることを示すことのほかに、その先の横断歩道接続部への誘導を行い、進行方向を見失わないようにするための役割も果たす。また、立体横断施設の昇降口、バス停留所及び公共施設の出入口等においては、そこへ誘導するまでの危険（立体横断施設の階段やエレベーターとの接触や、出入り口を囲む構造物等との接触等）の回避という役割も果たすものである。